[illegible]ら一種[illegible]策しまして今回の様にストライキまで決行しました会社に要求書を提出したのであるがそれで社側の誠意ある回答のある迄は所民諸君の迷惑にならぬ様に飽くまでも要求の貫徹を期して戦ふもので有ます

如上の次第で、経営が苦しいにも拘らず不均智に長けた社長松村は自己の非徳行為を隠蔽して事情を知らぬ所民諸君やお客にも逆宣傳を為して自家擁護の具に共せんと悪謀[illegible]居るものであります。傳ふ方! [illegible]は彼松村社長は所会の席上に於て従業員の要求は不当であるから撤回せしむるつもりであるもし撤回せない場合は工場閉鎖も断行すると説言したそうであります。見よ!・此の横暴を親愛なる所民諸君!! 私達労人の従業員と其の家族の身の上の重大なる要求を何の考慮を払わずに社長が右の様な暴言を吐いたことにあつても社側の態度が如何に乱暴無誠意であるかを所民諸君にもお判りのこと存ます。右の如く少しも円満解決の誠意なき態度に対して飽くまで[illegible]と決議すべく私達の主張と要求とを貫徹し[illegible]て私達の切実なる要求の実現につき同情と諒解とを求めて止まない次第であります!

一九二九、九、一

大江印刷所争議団

9.13
7488

労秘第一八三三號

昭和四年九月九日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官殿
各廳府縣知事殿

京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡

大江印刷株式会社ノ労働争議ニ関スル件

第四報—解決

要旨

九月六日ヨリ争議団本部ヲ移轉シ部署役員ヲ選定シテ会社ト抗争セントシタルモ漸次結束紊レ、勝算ノ見込ナキヲ以テ九月八日當廳調停課ノ調停ヲ乞ヒトシテ前要求書ヲ撤回シ争議費用ノ支給ヲ受クルコトトシテ八日午後解決セリ